

# 職業能力開発の現況等について

## 目 次

### 1. 職業能力開発施策の概要について

- 職業能力開発促進法の体系における関係者の責務
- 職業能力開発施策の概要
- 労働市場の5つのインフラ整備
- 公共職業能力開発施設の種類
- 職業訓練の種類
- 日本版デュアルシステムの推進
- キャリア形成促進助成金の概要
- 教育訓練給付制度の概要
- キャリア・コンサルティングについて
- 職業能力評価制度の推進
- 職業能力開発分野における国際協力
- 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の概要
- 平成17年度職業能力開発局重点施策と予算の概要について
- 平成18年度職業能力開発局重点施策と概算要求の概要について

### 2. 職業能力開発行政に係る指摘事項

### 3. 職業能力開発に係る提言

## 1. 職業能力開発施策の概要について

## 現行の職業能力開発促進法の体系における関係者の責務

### 1. 事業主の責務

(職業能力開発促進法第4条第1項等)

(労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針)

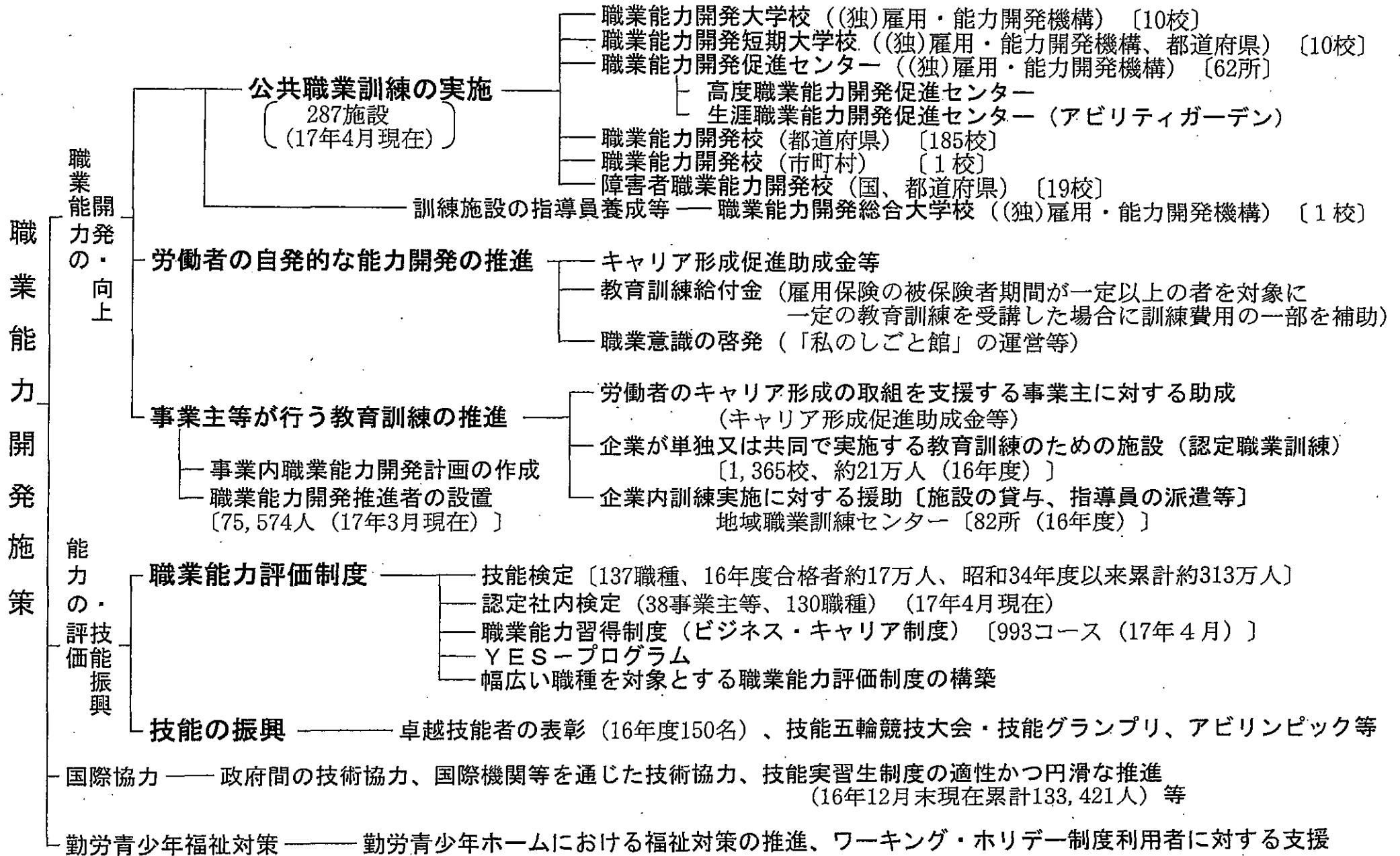
| 事業主が講ずる措置      |   | 根拠 |
|----------------|---|----|
| 事業主主導          | ① 職業訓練の実施 (OJT、Off-JT)  | 法律 |
|                | ② 職業に関する教育訓練や、職業能力検定を受けさせる措置  |    |
| 労働者の自発的な取組への援助 | ③ 労働者の自発的な職業能力開発に対する援助  | 指針 |
|                | ④ 業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関する情報の提供、相談その他の援助<br>⑤ 労働者の配置その他の雇用管理についての配慮<br>⑥ 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与<br>⑦ 始業及び終業の時刻の変更その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するための必要な措置 |    |

※網掛け部分は、平成13年法改正時に追加した事項

### 2. 国及び都道府県の責務 (職業能力開発促進法第4条第2項等)

- ① 事業主の取組 (労働者の自発的な能力開発を支援する取組も含む) を支援 [キャリア形成促進助成金、認定訓練校制度]
- ② 求職者等に対する職業訓練の実施 [離職者訓練、障害者訓練]
- ③ 事業主及び事業主団体が実施する職業訓練の補完 [在職者訓練、学卒訓練]
- ④ 労働者の自発的な職業能力開発の援助 [教育訓練給付金]
- ⑤ 技能検定の円滑な実施 [技能検定制度]

# 職業能力開発施策の概要



# 公共職業訓練実施状況の推移

(単位:人)

|   |       | 11年度    | 12年度    | 13年度      | 14年度    | 15年度    | 16年度    |
|---|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 合<br>計                                    | 合計    | 384,156 | 532,527 | 1,053,447 | 637,337 | 585,194 | 380,542 |
|   | 離職者訓練 | 131,911 | 236,164 | 520,377   | 420,330 | 409,261 | 191,321 |
|   | うち施設内 | 43,696  | 74,675  | 191,213   | 89,664  | 82,154  | 63,233  |
|   | うち委託  | 88,215  | 161,489 | 329,164   | 330,666 | 327,107 | 128,088 |
|   | 在職者訓練 | 233,495 | 278,524 | 516,387   | 200,573 | 160,714 | 174,675 |
|   | 学卒者訓練 | 18,750  | 17,839  | 16,683    | 16,434  | 15,219  | 14,546  |
| 雇<br>用<br>・<br>能<br>力<br>開<br>発<br>機<br>構 | 合計    | 276,360 | 417,939 | 914,936   | 486,850 | 441,478 | 257,886 |
|   | 離職者訓練 | 107,457 | 200,564 | 459,222   | 350,212 | 342,815 | 140,733 |
|   | うち施設内 | 28,898  | 54,050  | 167,066   | 65,308  | 60,313  | 46,353  |
|   | うち委託  | 78,559  | 146,514 | 292,156   | 284,904 | 282,502 | 94,380  |
|   | 在職者訓練 | 165,095 | 213,391 | 451,845   | 132,770 | 94,833  | 113,217 |
|   | 学卒者訓練 | 3,808   | 3,984   | 3,869     | 3,868   | 3,830   | 3,936   |
| 都<br>道<br>府<br>県                          | 合計    | 107,796 | 114,588 | 138,511   | 150,487 | 143,716 | 122,656 |
|   | 離職者訓練 | 24,454  | 35,600  | 61,155    | 70,118  | 66,446  | 50,588  |
|   | うち施設内 | 14,798  | 20,625  | 24,147    | 24,356  | 21,841  | 16,880  |
|   | うち委託  | 9,656   | 14,975  | 37,008    | 45,762  | 44,605  | 33,708  |
|   | 在職者訓練 | 68,400  | 65,133  | 64,542    | 67,803  | 65,881  | 61,458  |
|   | 学卒者訓練 | 14,942  | 13,855  | 12,814    | 12,566  | 11,389  | 10,610  |

\* 入校者数の数値を記載

\* 障害者訓練は除く

## 平成16年度 公共職業訓練実施状況

|       | 合計      |       | 雇用・能力開発機構 |       | 都道府県    |       |
|-------|---------|-------|-----------|-------|---------|-------|
|       | 受講者数    | 就職率   | 受講者数      | 就職率   | 受講者数    | 就職率   |
| 離職者訓練 | 191,321 | -     | 140,733   | -     | 50,588  | -     |
| うち施設内 | 63,233  | 76.6% | 46,353    | 78.5% | 16,880  | 71.7% |
| うち委託  | 128,088 | 59.8% | 94,380    | 60.8% | 33,708  | 56.9% |
| 在職者訓練 | 174,675 | -     | 113,217   | -     | 61,458  | -     |
| 学卒者訓練 | 23,655  | 91.8% | 7,599     | 97.9% | 16,056  | 90.0% |
| 合計    | 389,651 | -     | 261,549   | -     | 128,102 | -     |

注1 離職者訓練の就職率(1ヶ月以下のコースは除く)については、訓練修了3ヶ月後の就職状況

注2 委託訓練には、委託訓練活用型デュアルが、学卒者訓練には、専門課程・普通課程活用型デュアルが含まれる。

注3 障害者訓練は除いている。

- 労働移動が活発化する中で、雇用の安定を図るためには、労働者や企業が労働市場に係る適切な情報を入手でき、労働者の職業能力を確認しつつ、その職業生活設計に即して教育訓練を受け、キャリア形成を図ることができるようにすることが必要。
- このためには、労働市場を有効に機能させる必要があり、そのためのインフラストラクチャーとして、次の5つのシステムを構築していくことが不可欠。
- こうしたシステムの構築を通して、労働市場を機能させ、円滑な再就職の促進や労働力需給のミスマッチの解消等雇用の安定を図る。

### 労働力需給調整機能の強化

- ・ 求職者等による民間機関の利用促進を図る官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の構築
- ・ 民間教育機関に対する民間職業紹介事業制度の周知・広報
- ・ 紹介予定派遣の積極的活用

### キャリア形成の促進のための支援システムの整備

- ・ キャリア・コンサルティング技法の開発
- ・ キャリア形成に係る情報提供、相談等のための推進拠点の整備
- ・ キャリア形成支援を担う人材育成
- ・ 企業内におけるキャリア形成支援を推進するための情報提供、相談、助成金の支給等

### 職業能力開発に関する情報収集・提供体制の充実強化

- ・ 職業に関する基本的な情報、人材ニーズの動向情報
- ・ 教育訓練コースに係る情報
- ・ 能力評価に係る情報等の各情報について収集・整理及び企業や個人への効果的な提供システムの構築

# 労働市場の5つのインフラ整備

### 職業能力を適正に評価するための基準、仕組みの整備

- ・ 民間委託を活用した技能検定制度の拡充、整備
- ・ ホワイトカラーを含む適正な能力評価基準の設定
- ・ 実践的な職業能力評価手法の確立
- ・ 職業能力評価制度の適切な活用の促進

### 能力開発に必要な多様な教育訓練機会の確保

- ・ 民間における新たな教育訓練コースの設定の促進
- ・ 教育訓練給付制度に係る適切な講座指定等による大学、大学院等高度な内容の教育訓練の確保
- ・ 民間における教育訓練の質の確保・向上
- ・ ニーズ把握、政策評価を通じた公共職業訓練の効果的実施



# 公共職業能力開発施設の種類

(平成17年4月1日現在)

- 1 公共職業能力開発施設等数 288校
- |                 |      |
|-----------------|------|
| うち国(雇用・能力開発機構)立 | 82校  |
| 職業能力開発総合大学校     | 1校   |
| 都道府県立           | 185校 |
| 市立              | 1校   |
| 障害者職業能力開発校      | 19校  |

## 2 公共職業能力開発施設内訳

| 区 分                       | 職業訓練の種類   | 設置主体              | 施設数      |
|---------------------------|---|-------------------|----------|
| 職業能力開発大学校                 | 高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)<br>専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施(応用課程) | 雇用・能力開発機構         | 10       |
| 職業能力開発短期大学校               | 高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)  | 雇用・能力開発機構<br>都道府県 | 1<br>9   |
| 職業能力開発促進センター              | 離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施   | 雇用・能力開発機構         | 62       |
| 生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン) | ホワイトカラーに対する先導的・モデル的な職業訓練コースの開発と実施                                 | 雇用・能力開発機構         | (1)      |
| 高度職業能力開発促進センター            | 中堅技術者等を対象としたハイテク関連の高度な職業訓練を実施                                     | 雇用・能力開発機構         | (1)      |
| 職業能力開発校                   | 中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施                                       | 都道府県<br>市町村       | 185<br>1 |
| 障害者職業能力開発校                | 障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施   | 国(注)<br>都道府県      | 13<br>6  |
| 職業能力開発総合大学校               | 職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施                           | 雇用・能力開発機構         | 1        |

( ) 内は内数

(注) : 運営は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(2)及び都道府県(11)に委託している。

## 職業訓練の種類

### ① 職業訓練の種類

| 職業訓練の種類 | 訓練課程   | 訓練の概要  | 訓練期間及び総訓練時間   | 職業能力開発施設   |
|---------|--------|--|---|--|
| 普通職業訓練  | 普通課程   | 中卒者等又は高卒者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程              | 高卒者等 1年<br>総訓練時間 1,400時間以上<br>中卒者等 2年<br>総訓練時間 2,800時間以上<br>1年につき概ね 1,400時間 | 職業能力開発校  |
|         | 短期課程   | 在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く。）・知識を習得させるための短期間の課程                          | 6月以下<br>総訓練時間 12時間以上<br>ただし、管理監督者コースにあつては、10時間以上                            | 職業能力開発校<br>職業能力開発促進センター<br>職業能力開発短期大学校<br>職業能力開発大学校<br>職業能力開発総合大学校 |
| 高度職業訓練  | 専門課程   | 高卒者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程              | 高卒者等 2年<br>総訓練時間 2,800時間以上<br>1年につき概ね 1,400時間                               | 職業能力開発短期大学校<br>職業能力開発大学校<br>職業能力開発総合大学校                            |
|         | 応用課程   | 専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程 | 専門課程修了者等 2年<br>総訓練時間 2,800時間以上<br>1年につき概ね 1,400時間                           | 職業能力開発大学校<br>職業能力開発総合大学校   |
|         | 専門短期課程 | 在職労働者等に対し、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程  | 6月以下<br>総訓練時間 12時間以上  | 職業能力開発短期大学校<br>職業能力開発大学校<br>職業能力開発促進センター<br>職業能力開発総合大学校            |
|         | 応用短期課程 | 在職労働者等に対し、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程                               | 1年以下<br>総訓練時間 60時間以上  | 職業能力開発大学校<br>職業能力開発総合大学校   |

### ② 指導員訓練

|       |        |  |             |             |
|-------|--------|--|-------------|-------------|
| 指導員訓練 | 長期課程   | 主として高等学校卒業者を対象に職業訓練指導員を養成するための課程                 | 高卒等 4年      | 職業能力開発総合大学校 |
|       | 専門課程   | 職業訓練指導員や職業訓練指導員免許所持者を対象に職業訓練指導員免許を追加して取得させるための課程 | 6月又は1年      |             |
|       | 研究課程   | 高度の専門知識・技能に加え優れた研究能力を備えた職業訓練指導員を養成するための課程        | 長期課程修了者等 2年 |             |
|       | 応用研究課程 | 高度の専門知識・技能に加え優れた応用力・研究開発能力を備えた職業訓練指導員を養成するための課程  | 研究課程修了者等 1年 |             |
|       | 研修課程   | 職業訓練指導員の資質向上のための課程                               | 12時間以上      |             |